

平成 27 年 9 月 28 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

旧図書館方針転換等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次とおり質問する。

1 件名

旧図書館について方針転換等について

2 質問の要旨

1. 旧図書館についてはすでに解体に係る費用について我々議会に於いて予算を可決していたにも関わらず、市長は突然の方針転換を行ったが、そもそも方針転換を決定するよりも前に前川議長、吉岡副議長への説明や意見伺いは行ったのか。その日時はいつか。
2. 議会で可決されていたにも関わらず、この方針転換については重大との認識はあるか。
3. 何故、全員協議会で報告をしなかったのか。議会軽視か。理由を述べよ。
4. 前川議長から方針転換について意見や抗議はあったのか。あったならば、その内容と日時を明らかにせよ。
5. 吉岡副議長から方針転換について意見や抗議はあったのか。あったならば、その内容と日時を明らかにせよ。
6. 旧図書館の方針について、現副議長、現議会運営委員会副委員長から、過去にそもそも意見など市当局への働きかけはあったのか。その内容と日時はいつか、明らかにせよ。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 9 月 30 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を検討する為、速やかに答弁頂きたい。)